平成27年(行ウ)第65号、平成27年(行ウ)第156号、平成28年(行ウ)第18号 年金額改定(減額)処分取消請求事件

原告ら準備書面(2)陳述要旨①

平成28年5月25日

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

原告(第2次59番、通し番号271番) 平 岸 肇

私は、昭和21年生まれで、現在69歳です。

年金引き下げが納得いかず、裁判となったので、原告となりました。

私は、中小企業に就職して38年間、厚生年金保険料を支払ってきました。 60歳で勤め先を定年退職しましたが、65歳まで老齢基礎年金たる国民年金 は貰えませんでしたので、その間は、(1)老齢厚生年金の比例報酬部分、(2) 企業年金、(3)退職金の一部としての積み立てられた確定拠出年金の3つの年 金でやりくりをしていました。その頃の収入は、3つの年金の合計で月に17 万円弱ありました。60歳から1年間は、母親の介護にあたり、母親が亡くなった後も、父親が亡くなるまでの4年間は父親の介護にあたりました。両親の 介護費用は、専ら両親の年金からまかなっていましたが、それでも月に数万円 は、私の方からも支出していたため、私の貯金も減る一方でした。

65歳の時点で確定拠出年金の支給も終了し、65歳からは、老齢厚生年金と老齢基礎年金たる国民年金と企業年金のみとなり、収入が激減しました。他方で、国民健康保険料や介護保険料などの負担額は高くなりました。介護保険料などを差し引かれると、私の年金は月に10万円程度です。私には、妻の年金もあるので、2人の年金をあわせれば全く生活が立ち行かなくなることはありませんが、外食などはほとんどしなくなり、交際費もかけられなくなりました。支出で削れるところは削る生活となり、私が描いていた老後の生活とは、かけ離れたものとなっていました。

そうした中、平成24年4月には年金額が改定になり、翌平成25年10月から年金額は実に1万4800円、月額にして1200円余りの減額になり、家計をますます圧迫しました。

今でこそ、夫婦ともに健康ですが、どちらかが病気となったり、介護が必要となり支出が増えたり、死別してしまい1人の年金となったときのことを考えると不安でしかありません。

私は、年金減額に納得いかず、平成26年8月には、厚生労働大臣宛てに再審査請求をしました。翌年8月に、社会保険審査会委員長名で私に送られてきた却下の裁決書の理由をみて、大変驚きました。平成11年から平成13年までの間に物価が下落した際、年金額を据え置いたため、当初の法律の水準よりも2.5%高い水準となっていたので、平成24年の国民年金法改正による年金の引き下げは適法である、私たちは、適法な法令に不満をいっているだけだから再審査請求を却下するというものでした。

年金生活者の苦しい生活を一顧だにせず、問答無用の年金減額は許せません。 この平成25年の老齢厚生・基礎年金の減額決定の取り消しを求める裁判にい たったのは、私をはじめとして、年金生活者の多くの思いが込められてのこと だと理解しています。

国は憲法25条の社会保障の充実努力にしたがって、年金の引下げをやめて ください。

以上